

平成 25 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース
専門科目	憲法

次の 2 問すべてに解答しなさい。

問題 1

条約を違憲とした判決の効力と法律を違憲とした判決の効力について、異同を明らかにしながら、論じなさい。

問題 2

自治会 Y は、A 町に住所を有する者の「地縁による団体」（地方自治法 260 条の 2）として認可を受け、対象地域 1000 世帯のうち 950 世帯で構成されていた。Y においては、地域小学校・中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、地域緑化推進委員会、日本赤十字社等の各会からの募金や寄付金の協力要請を受けて、班長や組長が集金に当たっていたものの集金に応じていたのは募金によって全世帯の約 4 分の 1 ないし 2 分の 1 であり、協力を断る会員もあり、留守の会員も多かったことから、集金に当たる班長らは負担に感じていた。

そこで Y 執行部は、班長らの負担を解消するため 2008 年 7 月 28 日開催の定期総会において議案を提案し、それを受け総会は、自治会費を年 6000 円から 8000 円に増額する決議をし（本件決議）、増額分は前記各会への募金に充て、翌年度には繰り越さないこととした。

しかしこの決議に反対する X らは、本件決議は X らの思想及び良心の自由等を侵害し公序良俗に違反するなど主張して、本件決議が無効であることの確認及び X らの Y に対する会費の支払い債務が年 6000 円を超えて存在しないことの確認を求めて提訴した。

なお Y 自治会規約の目的には地域住民の相互扶助を掲げている。そして Y 自治会は、本件決議後開かれた役員総務会において、会費の支払いを拒否する会員には自治会離脱届けの提出を求めることを決議した。また Y は、Y に加入しない者に対し、配布物を自治会組織で配布しない、災害や葬儀の時に Y としては一切協力しない、ごみステーションを利用できないという対応をすることを決めている。

この事例に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。また、A 町の橋改善修理を有利に進める目的で、寄付の対象に P 党の特定議員への政治献金が含まれていた場合では、結論が異なるかについても論じなさい。

以上